

今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第5条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第6条第1項の規定により公告します。

令和7年6月3日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市宮桜井海浜ふれあい広場サッカー場人工芝賃貸借業務

(2) 業務の目的

桜井海浜ふれあい広場サッカー場利用者の環境の改善を目的として、人工芝賃貸借業務を実施します。

(3) 業務内容

今治市宮桜井海浜ふれあい広場サッカー場人工芝賃貸借業務仕様書のとおり

(4) 人工芝更新期間

【充填材がカラーゴムチップの場合】

契約締結の日から令和7年9月30日までに工事を完了すること

【充填材が天然素材の場合】

契約締結の日から令和7年10月31日までに工事を完了すること

(5) 契約期間

【充填材がカラーゴムチップの場合】

令和7年10月1日から令和14年9月30日まで

【充填材が天然素材の場合】

令和7年11月1日から令和14年10月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

(1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 本店、支店、営業所等所在地を日本国内に有する者
- (7) F I F Aクオリティプロの認定を受けたことのあるメーカー、またはF I F Aクオリティプロと同等以上の基準を満たしているメーカーの製品を有する者
- (8) 日本国内の他自治体、大学、プロサッカーチームにおいてサッカー場の人工芝として導入実績があるメーカーの製品を有する者（賃貸借契約か如何かは問わない。工事請負契約でも可とする。）

3 担当部署

今治市役所

総合政策部 交流振興局 スポーツ振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1604（直通）

FAX：0898-32-5211（代表）

E-mail：sports@imabari-city.jp

4 日程等

公告	令和7年6月3日(火)
仕様書の配布期間	令和7年6月3日(火)～ 令和7年6月20日(金)
質問受付期間	令和7年6月3日(火)～ 令和7年6月11日(水)17:00
質問への回答	令和7年6月16日(月)
入札参加資格確認書類の提出期間	令和7年6月3日(火)～ 令和7年6月20日(金)17:00
入札参加資格確認の予定日 (確認通知書発行日)	令和7年6月23日(月)
入札	令和7年6月26日(木)

5 仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和7年6月3日(火)から令和7年6月20日(金)まで

(2) 配布場所

ホームページ

<https://www.city.imabari.ehime.jp/sports/>

(3) 配布方法

ホームページ

前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

6 説明会

説明会は開催しないこととします。

7 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月11日（水）17時まで（必着）

イ 提出場所

前記「3 担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、設計図書等質問回答書（別記様式第5号）を電子メールにより提出することとします。

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

(2) 回答

令和7年6月16日（月）に今治市スポーツ振興課ホームページで回答することとします。

8 入札日

(1) 開札の日時

令和7年6月26日（木）13時30分から

(2) 開札の場所

今治市役所第2別館9階291会議室

(3) 予定価格の公表

予定価格は、公表しません。

(4) 入札書の提出方法

入札書を作成して封かんし、氏名、入札事項名及び入札書であることを表記の上、前記の日時に前記の場所に提出してください。

(5) 入札方法等

ア 入札回数は、2回とします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の月額契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金については、今治市契約規則第10条第2号により免除とします。

(2) 契約保証金については、契約金額の10分の1以上とします。ただし、今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除とします。

10 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札並びに今治市契約規則に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 入札参加資格申請に関する事項

この入札に参加を希望する者は、下記のとおり一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第4号）

イ F I F Aクオリティプロの認定を受けたことのあるメーカーであることが証明できる書類、またはF I F Aクオリティプロと同等以上の基準を満たしているメーカーであることがわかる書類（研究所検査結果など）

ウ メーカーが日本国内の他自治体、大学、プロサッカーチームにおいてサッカー場の人工芝導入実績がわかる書類（契約書の写し等）

エ 本店・支店・営業所等の所在地が日本国内にあることがわかる書類

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

「入札参加資格確認書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

持参もしくは電子メールにより提出してください。

(3) 入札参加資格の確認結果

「参加資格確認の予定日（確認通知書発行日）」に掲げる日に電子メールにより通知します。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認において、入札参加資格を認められたものであっても、入札日までに「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該入札に参加できないものとします。

12 落札者の決定方法

(1) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

13 契約書作成の要否

要

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがあります。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書、現場等について不明を理由として異議を申し立てることができません。

16 その他

公告に定めのない事項については、今治市契約規則等の規定によるものとします。